

# 〔別紙1〕 鳥取県科学教育振興事業補助金の事務手続き について

## 1. 交付申請提出 (子育て・人財局長が通知する日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い：概算払いの場合は額の確定後に不用額  
を返納していただきます。精算払いの場合は請求書を提出い  
ただいた後、15日以内にお支払いします。

資料提出・問い合わせ先 子育て・人財局 総合教育推進課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220  
0857 - 26 - 7814 sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp